

(仮称) 北海道こども基本条例 (素案) についての意見募集結果

年 月 日

北海道こども基本条例 (素案) について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、110人 (こどもを含む。)、117団体から、延べ371件 (案と直接関係がない意見3件を含む。) のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

【I 総則 目的関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>目的を読むと、道の責務と保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等及び道民の役割を並列に置いている、これは、子どもの健全育成条例的考え方です。</p> <p>東京都こども条例では、第4条以下17条まで、全て主語は「都は」になっていて責務を明確に示している。こどもが安心して学び、育つことができる環境整備に努めるのは国や自治体の責務ではありませんか。現状認識の上に立った書き方に改めるべきで「道の責務を明らかにし、道の施策の基本になる事項を定める。その上で、保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等及び道民の連携、協働により、こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とする。」といった書き方にすべきです。</p>	<p>道は、こどもの権利並びに社会全体で子どもを支える取組を推進するという基本理念にのっとり、こども施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施する責務を有することとしており、事業者やこども・子育て支援団体等と連携協力し、こどもが将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指してまいります。</p>
<p>子どもの権利の視点がぼんやりしているので、きちんと前面にだすことがこどもの幸せにつながると思います。</p> <p>(類似する意見が他に1件)</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定するこども基本法を踏まえ制定することとしています。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>条例の主体が道であることを鮮明にすべき。道民の役割を謳うのであれば、素案の段階から保護者を含めて、支援団体や専門家中での議論をもっとする必要がある。</p> <p>(類似する意見が他に1件)</p>	<p>令和4年にこども基本法が制定されて以降、本条例の検討に当たっては、子育て支援団体や有識者など様々な関係者に参画いただき、審議会（各部会）において議論を進めてきたところです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>目的の前に、北海道のこどもの状況やなぜ条例をつくるのかを書いてほしい。道の責務の他に役割もあると思う。</p>	<p>条例の構成については、法制上の考え方に基づいて取り扱うこととしています。なお、道の役割については、11以降に規定しています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>以下を削除した方が望ましいと思います。「並びに保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等及び道民の役割」道が保護者や道民等に役割を課するような条例を制定することは、道の責任を曖昧にするとともに道民への周知に満足な期間を担保していない状況では議論もできず拙速と考えるためです。</p> <p>(類似する意見が他に1件)</p>	<p>本条例に基づき、道はもとより、全ての関係者ととともに条例の目的達成に向けて取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>条例の目的として、子どもの権利保障（権利の擁護）を明確に示すべきだと考えます。「こども基本法」では、「権利の擁護」を図るための「国の責務」を定めています。「こども基本法」の一部を引用しながら、子どもの権利保障を掲げた前段部分を無視することは不適切ではないか。また、道の条例案は、道の責務と並列して、保護者や子ども支援団体等、道民の役割を示しているが、道の責務を相対的に小さくすることが懸念される。子どもの権利を保障する社会の実現を目指す上での道の責務を明確に示すべきではないか。</p>	<p>本条例は、こども基本法のもと、道が取り組むこども施策の方向性を規定しており、本条例に基づき、道はもとより、全ての関係者ととともにこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>条例制定の「目的」を、「道の責務」と「保護者・学校関係者」等の「役割を明らかにする」こととしていますが、「保護者・学校関係者」等の「役割」は、変化していくものであり、「努力規定」であるにしても条例で規定してしまうことは、適切ではないと考えます。</p>	<p>この条項に限らず、道民の権利義務等に直接関わる条例については、条例の適時性を確保するため、5年ごとに条例を見直す趣旨の規定を設定することとされており、本条例においてもこうした規定を設ける予定としております。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「並びに保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等及び道民の役割」の文章は削除したほうが良いと思います。子どもの権利について知らない人たちが多く、説明責任も果たしていないのに、すでに役割がある状態は順番がおかしいと思います。まず、この方々にしっかり伝えて理解するまでを道の責任とすることを目的にして欲しいです。</p>	<p>道は、こどもの権利を尊重し、擁護するため、この条例、法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について広報活動等を通じて道民に周知を図り、その理解を得るよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>この基本条例は誰が、誰の為に条例を作っているのが見えません。</p> <p>子どもの権利を保障し、子どもの成長発達を保障するという目的が曖昧です。なぜでしょうか？言い換えると、道の政策が曖昧であり、各行政市町村は何をするべきかが、述べられていないことがあいまいさの原因です。</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定することも基本法を踏まえ策定することとし、子どもの意見表明等の機会の確保を盛り込んでいます。その具体的な取組については（仮称）北海道こども計画に記載し、こどもたちが意見表明機会の確保などを実感できる環境づくりに取り組んでまいります。</p>
<p>「子どもの権利」を中心とした社会づくりの大きな画期として、この子ども基本条例が作られるのであれば、まず、この「子どもの権利」というものを大きく掲げて、国はそれをもって新しく社会づくりをしていくのだと強く打ち出すものであるべきです。素案の目的には、その最も大事で新しい「子どもの権利」という言葉は表記されておらず、それが「基本理念」という言葉でしめされているのは、何が特殊性なのかまた何が新しいのか曖昧で、わかりにくいです。これまでも子どものことは憲法に則ってやってきたのは自明であって、しかし、今その上で更に、こと「子どもの権利」に則って社会づくりすることが強調されるべきではないでしょうか。</p>	<p>条例の制定により、子ども施策を総合的に推進し、本道の子どもたちが将来に渡って幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指すという、道の基本的方向性を、道民の皆様に分かりやすいメッセージとして発信していく必要があると考えております。</p>

B

B

【 I 総則 定義関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「子ども」の定義として、子どもの権利条約では「児童とは18歳未満のすべての者をいう」と定義していることから、国際的基準も明記した方がよいと思います。「18歳未満および心身の発達の過程にあるもの」として下さい。</p>	<p>こども基本法では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされています。</p>
<p>「監護」という語は子どもを育むという視点から「養育」と変更するのが望ましいと考えます。</p> <p>「生活の場を与えて」はいかにも子どもを見下すよう印象づける語なので「用意して」に変更するが望ましいと考えます。</p> <p>(類似する意見が他に3件)</p>	<p>「監護」については、児童福祉法を根拠として記載しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、条例案に反映してまいります。</p>

C

A

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>この素案で示されているこどもの定義について、心身の発達の過程にある者とされているが、「発達」とは生まれてから死ぬまで続くものであり、こどもの定義としては不明瞭なものである。そのため以降のすべての項目について、誰のために設定されたものなのか不明瞭になっており、条例として意味をなさないものとなっているのではないか。</p> <p>(類似する意見が他に3件)</p>	<p>本条例については、こども基本法と同様に心身の発達の過程にある者としています。</p>
<p>2定義(2)① ③の主語はこどもで、②は保護者と思われるので区別して表現しては如何でしょうか。</p> <p>ユニセフのこどもの権利条約ではこどもは保護の客体だけではなく権利の主体であると記載されています。②は間接的にこどもへの支援になりますが、保護者の支援の記載であり①③とはやや意味合いが違うように感じます。</p>	<p>こども施策の定義については、こども基本法を根拠としていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>学校⇒1条校のみならず、学校の種類で差別されることがないようにインターナショナルスクールや朝鮮学校など各種学校も学校と位置づけるべき</p>	<p>条例における学校教育法に第1条に規定する学校のほか、児童福祉法第7条第1項に規定する社会福祉施設その他これらに類する施設としているとことです。</p>

【I 総則 基本理念関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>SOGI の視点は必要でしょう。</p>	<p>本条例の制定により、本道の全ての子どもたちが、置かれた環境に関わらず、健やかに成長でき、誰もが安心して子育てができるよう、検討を進めてまいります。</p>
<p>「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保されること」とされているが、地域社会・学校・家庭などでは、おとなにとって都合の良い場面でしか意見を求められないことや、形式的に聞くのみでその後の変化や影響力に及ばないことがおおいにある。子どもの生活にとってその置かれている環境・状況がいかなるものなのかを真摯に向い合い聞くべきである。その具体策については、「(仮称)北海道こども計画素案」にも書き込むべきと考える。</p> <p>(類似する意見が他に19件)</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定するこども基本法を踏まえ制定することとし、子どもの意見表明等の機会の確保を盛り込んでいます。その具体的な取組については(仮称)北海道こども計画に記載し、子どもたちが意見表明機会の確保などを実感できる環境づくりに取り組んでまいります。</p>

<p>3 基本理念 (3) 教育基本法の精神とは、具体的にどの部分を指すのか。 (4) 「～優先して考慮」→優先するに変えた方がよい。</p>	<p>児童の権利条約の趣旨を踏まえ制定されたこども基本法を参考としており、こどもの成長を支えることを定めたものです。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>こどもの権利保障の施策がいいのでは</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定するこども基本法を踏まえ制定することとし、子どもの意見表明の機会の確保等を盛り込んでいます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>国や道、市がこどもの権利保障をきちんと打ち出してほしいです。今の子どもたちがどんなに権利を保障されていないのか、この現実を変えていくのは国や道が率先して子どもたちを守ってほしいと思います。</p>	<p>こどもの権利の理解度等の向上については、(仮称)北海道こども計画に盛り込むこととしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「(仮称)北海道こども計画素案」には、子どもが自分の環境について自由に意見を言え、それが改善につながる仕組みを取り入れるべきです。 子どもが意見を表明する機会が形だけのものになり、大人の都合が優先されることが多いです。そのため、子どもの声がしっかり受け止められず、環境の改善につながっていません。 子どもの意見を大切にし、それを実際に活かせる仕組みを作ることが必要です。</p>	<p>条例の12においてこども施策に対するこども等の意見反映を盛り込んでいます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>3 基本理念 (1) 差別的取り扱いを受けることがない、について 日本国に居住する子どもで、国籍や出自を問わないグローバルな観点での基本的人権保障が必要であることから、具体的な差別要件を記したほうが分かりやすいと考える。</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の差別の禁止の趣旨などを基本理念として規定するこども基本法を踏まえ制定することとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>3 基本理念</p> <p>(2) 「適切に養育されること」の「適切に」を削除することを望みます。 誰にとって「適切」であるかはっきりせず、どんなことを示すのか不明です。 ここは「人格の完成を目指し」という教育基本法の教育の目的を引用した方が、方向性が明確になります。</p> <p>(2) 「教育基本法の精神にのっとり」の削除を望みます。教育基本法のどこが重要なか曖昧で不明なため、「高等教育も含め、誰もが十分に」とした方が、教育の機会均等の精神がより明確になると考えます。</p> <p>(3) 「自己に直接に関係する全ての事項に関して」の「直接に」を削除することを望みます。直接関与しないという理由で子どもの意見表明を妨げる可能性を残すからです。</p> <p>(3) 「意見を表明する機会」の「意見を表明する」は自主的・自発的に意見を述べるができることを前提としていると受け取られるので、様々な状況に置かれた子どもの状況を考え「意見を聴かれる」と変更すべきです。</p> <p>(4) 「優先して考慮すること」の「考慮する」は、実施することを必ずしも前提としない語と解されるので「実施する」「施策化する」などに変更し、道の意図を明確にすべきです。</p> <p>(5) 誰が主体的に何をするかが不明な条文のため、次のように主語を明確化します。また、「保護者、学校等関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び道民が」の部分は道民に新たな負担を強いるものと解されるので次のように文言変更するのが望ましいと考えます。 「道は、国や市町村等と連携・協力して、社会全体で子どもの成長を支えるための取り組みを推進する。」</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定することも基本法を踏まえ制定することとしています。</p> <p>様々な主体が相互に連携し社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要であると考えております。</p>
<p>3 基本理念 (2) 教育基本法の精神にのっとり、について</p> <p>改正教育基本法の内容では、子どもへの期待や縛りが多すぎる。よって精神的な縛りが必要なら、日本国憲法の精神にのっとり、としたほうが良いと考える</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定することも基本法を踏まえ制定することとしています。</p>

D

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>3 基本理念 (1) から (4) までは国のこども基本法（以下、「法」）の「基本理念」をなぞっていて、法の五と六が条例素案の（5）にあたるようですが、法では「父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識」に立ってそのような家庭が社会から「十分支援」されること、子育て家庭が子育てに夢を持ち子育てに喜びとともに携われるような社会環境の整備が、理念として謳われていますが、道の素案ではそこがすっぽりと抜け落ちているように感じました。今日の子育ての困難さは、子育てについての家庭の“自己責任”に比重が置かれ過ぎていることにも起因しているということが広く知られているからこそ、法の基本理念に「子育ての喜びを実感できるような環境整備こそが社会の責任である」ということが謳われていると思います。2の（3）の「保護者」の定義に「こどもを」「監護する者」という表現が使われていて、こどもを育てる家庭をまるごと育て見守るような社会の実現へという理念からさらに遠ざかっている印象を受けます。保護者や家庭が安心して子育てに向き合えるよう支援することが社会の責務であることを明記してください。</p>	<p>保護者の定義については、児童福祉法に準拠しています。 また、子育て世帯への支援については、少子化条例と合わせて推進します。</p>
<p>北海道子ども条例は人権尊重を根底において制定し、すすめられることを期待します。 「人権」は、子ども自身も理解し、尊重しあい成長できるような具体策がほしいです。</p>	<p>15（2）に同様の趣旨を規定しています。</p>
<p>3 基本理念（1）差別的取り扱いを受けないことについて 「すべての子どもについて個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに差別的取り扱いを受けることがないように」とされていますが現状「高校授業料無償化」制度から朝鮮学校が除外されており、在日朝鮮人に対するヘイトスピーチも後を絶たない。さまざまなルーツをもつ子どもたちが日本全国に存在している状況の中でさまざまな差別の報告も多くなっています。日本に住むすべての子どもたちが差別されない施策を進めることを強く求めます。</p>	<p>3（1）に同様の趣旨を規定しています。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>こどもの基本法を踏まえた規定だが、「1目的」として子どもの権利保障を明示しなければ、子ども関連施策を実施する際の留意事項にとどまり、子どもの権利保障に向けた施策の推進に繋がらないのではないか。</p>	<p>本条例に基づき、道はもとより、全ての関係者とともにも条例の目的達成に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>日本国に居住する子どもで、国籍や出自を問わないグローバルな観点での基本的人権保障が必要であることから、具体的な差別要件を記したほうが分かりやすいと考える。</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の差別の禁止の趣旨などを基本理念として規定することも基本法を踏まえ策定することとしています。</p>
<p>「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保されること」とされていますが、地域社会・学校・家庭などでは、大人にとって都合の良い場面でしか意見を求められないことや、形式的に聞くのみで、その後に変化や影響力が及ばないことがおおいにあります。子どもの生活にとってそのおかれている環境・状況がいかなるものなのかを真摯に向き合い聞くべきです。その具体策について、「(仮称)北海道こども計画素案」にも書き込むべきと考えます。日弁連は、虐待、いじめ、体罰など個別の分野ごとの相談機関ではなく子どもの権利全般について包括的に相談を受けることのできる擁護体制を求めています。すでに約50の自治体が設置しており好事例などに学びながら北海道にも設置をすべきです。</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定することも基本法を踏まえ策定することとし、子どもの意見表明等の機会の確保を盛り込んでいます。その具体的な取組については(仮称)北海道こども計画に記載し、こどもたちが意見表明機会の確保などを実感できる環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>・相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>

【Ⅰ総則 責務・役割関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>道は、3に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。」部分について→「子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、子どもの権利保障に努めます」を付加してください。</p>	<p>本条例に基づき、こどもの権利の周知及び擁護に取り組みます。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>(5) 国、道、・・・社会全体で子どもの権利保障に努める。 子どもの権利の広報、普及に努める。保護者、学校、子どもに関わる施設など子どもの権利について学び、子どもの権利を尊重することを実践出来るよう支援する。</p>	<p>本条例に基づき、道はもとより、全ての関係者とともに条例の目的達成に向けて取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>子どもの権利条約は「児童の発達のための施設、設備及び役務の提供をする」とあります。これこそが行政の責務です。 「児童の発達のための施設、設備及び役務の提供をする」の挿入を求めます。</p>	<p>「児童の発達のための施設、設備及び役務の提供をする」ことは、こども施策に含まれるものであり、4において道の責務として、こども施策を実施することとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>5. 「道の責務」に関して、基本理念に則った子ども施策は、国の施策も重要となることから、「国に対して本道の要望・提言や子ども・若者の意見を積極的に発信する」旨も「道の責務」として位置づける記述にすべきと考えます。</p>	<p>3 (5) において国との連携について規定しています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>保護者、学校関係者、事業者が役割を果たすにあたり、道からの適当な援助、支援が受けられることを盛り込んだ方がよい。</p> <p style="text-align: center;">(類似する意見が他に1件)</p>	<p>条例に規定する事項の具体化については、(仮称)北海道こども計画に盛り込むほか関係部局と連携して推進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「保護者またはそれに代わる人について」と小題の変更を求めます。 道が保護者の役割を規定することは家庭への介入と捉えられ適当ではないと考えます。 条文は「道は、保護者が子どもの健やかな成長及び発達並びにその自立を図るよう適切に支援する。」とした方が道の役割が明確になって望ましいと考えます。「基本理念にのっとり」「こどもが生活のために必要な習慣を身につけられるようにするとともに、自立心を育成し」は家庭からすれば差し出がましい文言で、家庭教育への行政の介入と捉えられるので削除すべきです。</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定することも基本法を踏まえ制定することとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>インターネットやオンラインゲーム、SNSでのトラブル多発に鑑み、素案の中の保護者の役割に関する内容について具体的な項目を立てていただきたい。『保護者は、こどもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにする』という内容中にインターネットやSNS使用に関して保護者は監督する責任を要するなどの具体策を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>具体的な取組については、策定中の(仮称)北海道こども計画に盛り込むこととしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

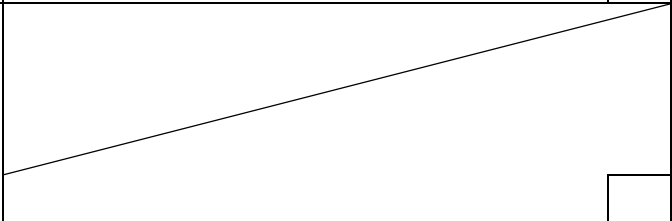
意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>子どもをしつけの対象と見なしています。子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置づけています。「保護者は」の次に「児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」の挿入を求めます。</p>	<p>本条例は、こども基本法を踏まえ、制定しています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>条例案は、子どもを教育・しつけの対象として捉える従来型の子ども観に基づいて策定されていないか。また、子ども支援の実践（特に、条例案にある居場所づくり、困難を抱えた子どもの支援）において、行政の施策が不足する中で民間団体が果たしてきた役割を正当に評価するならば、行政の「こども施策に協力する」ことを努力義務とするのではなく、「道及び都道府県はこども・子育て支援団体の活動を支援する」と規定するべきではないか。</p> <p>なお、子どもの権利条約では、保護者に育てられる子どもの権利とそれを保障する親の責任、政府の役割を規定している。子どもの権利が守られるためには保護者や支援者の役割が重要であり、それを支え、子どもが育つ環境を整備する行政の役割を、条例においても明確に示すべきではないか。</p>	<p>本条例では、保護者、支援者（学校等のほか）の役割を規定したほか、社会全体でこどもを支えることとしています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>この部分をそのまま削除したほうが良いと思います。</p> <p>現代社会において、保護者の役割を明記するつもりでいることに驚いています。子どもの権利について不十分な教育しか受けていない世代です。子どもが子どものまま子育てしていると言っても過言じゃない世代に、役割を明記したとて逆効果です。より躰に厳しくなり、より人目を気にするようになり、子どもの問題はより家庭内に隠蔽され、そのストレスからより子どもは学校で人をいじめます。保護者の責任を問いたい行政の気持ちも分からなくもないですが、自分（行政）のためにも削除することを強くお勧めします。</p>	<p>保護者の役割については、児童の権利条約や児童福祉法等を踏まえ規定しています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>保護者、学校関係者、事業者、子ども・子育て支援団体、道民のいずれにおいても、多くの子どもたちとのかかわりをもったり、家庭環境が厳しいなど権利が十分保障されていない子どもの事情に詳しい人々も増えつつある。こども基本法との関連もあるが、これらの人々の提言を常に活用するくらいでないと、多様化、複雑化する子ども支援のニーズには応えられないのではないか。よって、これらの人々について道は「協働」の姿勢で関わることを強調してほしい。</p>	<p>本条例に基づき設置する北海道こども施策審議会において、こどもに係る専門家やこども・保護者などから施策に対する意見をいただくほか、分野ごとに部会を設けることとしています。</p>
<p>「学校等におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して学び、および育つことができる環境の整備に努めるものとする」とあるが、学校は、「学習指導要領」が内容、標準授業時数ともに過去最大量となっているとともに次から次へと押し寄せる教育施策によって子どもも教員も疲弊している状態にある。そのような中、病気休職や年度途中の退職などで欠員が生じており、代替者が見つからないまま何とか残りの人員で業務をすすめているなかであって、学校だけで環境整備に努めるのは困難である。道の責務として、人員の確保、業務の削減を行い、ゆとりをもって子どもと向き合うことができる環境を整備すべきである。</p> <p>(類似する意見が他に32件)</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>学校関係者等に役割を振ったとしても、それだけでなく長時間過密な労働をしている教職員を追い詰めることになる懸念が大きいので、道が学校関係者等にどのような支援をするかという条文にすべきと考えます。</p> <p>「道は、基本理念にのっとり、学校等におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して学び、及び育つことができる環境の整備を行う。」のように条文を、道を主語として、努めるのではなく、実行する姿勢を明らかにすることを示すのが肝心です。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

B

C

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>素案では「学校関係者は、～努めるものとする」とあります。これを読むと、「忙しい学校現場でさらにやらなければならないことが増えるのか」という印象を受けます。今までも私たち現場の人間は、子どもたちの安全を確保するために、また、子どもたちが安心して学び、育つことができるように努力してきているつもりです。それが不十分なのは、「人が足りないから」「時間がないから」というのが現場の実感です。私の職場では、体調を崩して休んでいる先生の代替えがないので、担任外の先生が学級に入っています。当然、その先生がしなければならない担任外としての仕事もあるので、その仕事を他の担任外で分担しています。そういう学校がいくつもあります。</p>	<p>本条例に基づき、道はもとより、全ての関係者とともに条例の目的達成に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>学校は、「学習指導要領」が内容、標準授業時数ともに過去最大量となっており、子どもも教師も疲弊しています。また、病気休職や年度途中の退職などで欠員が生じており、代替者が見つからない学校もあり、学校だけで環境整備に努めるのは困難です。道は、人員の確保、業務の削減を行いゆとりをもって子どもと向き合うことができる環境を整備すべきだと思います。</p> <p>また、こどもの発達や成長について、教師や保護者に科学的な知見を持ってアドバイスできるような機関や制度を構築していくべきだと思います。科学的ということは、心理学や脳科学、医学の見地から総合的にこどもの発達を考えていくということです。</p> <p>小学校低学年から、タブレットなどの機器を使って学習することが、適しているのか。子どもにとって、自由に遊ぶ時間は、どれくらい大切で、どんな影響があるのか。そう考えると、現在の6時間授業はどうか？学級規模の適正な人数は？など本当に子どもにとって、大切なことを考えていかななくてはならないと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>高校では、公共交通機関網の充実に触れてもらいたいです。</p>	

D

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>教育現場では手が足りていません。子どもは、よく分からないまま、いじめを行うこともあります。大人の目が必要です。人手が必要です。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>事業者とは。 こども・子育て支援団体→道及び市町村が行うこども施策に協力や意見を述べるよう努めるものとする。 協力する→ともに進める</p>	<p>本条例では、事業を行う者に対し子育て支援の観点から仕事と家庭の両立等の家庭環境の整備に係る役割を規定しています。 ご意見を踏まえ、条例案に反映してまいります。</p>
<p>主語を事業者から道に変更し、道の行う方向性を示す条文とすることが望まれます。 「道は、事業者が基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、従業員の子育て環境の充実や福利厚生に力を入れ、必要な雇用環境の整備に努める。」と条文を変更すべきです。</p>	<p>本条例では、事業を行う者に対し子育て支援の観点から仕事と家庭の両立等の家庭環境の整備に係る役割を規定しています。</p>
<p>すでに民間の立場から支援をすすめている団体と考えられるので、道及び市町村とは異なる立場・視点で活動をすすめているのではないだろうか。行政の施策に協力するよう努めるのではなく、活動が促進されるよう支援するのが行政の役割であり、条例に書き込むことではないだろうか</p>	<p>地域における子育てを支援する団体等の活動の促進については、少子化対策推進条例に基づき、充実を図ることとしています。</p>
<p>この条文も、主語を道として、道が何を行うのかを明確にする必要があると考えます。役割を振り分けるより、家庭や学校等で担いきれない様々なこどもの成長の援助を「こども・子育て支援団体等」と連携して道が取り組むように条文化すべきと考えます。 「道は、こども・子育て支援団体等が専門的知識及び経験を活用し、こども・子育て支援を推進できるよう、国や道、市長村が行うこども施策に連携し易い環境を整えるものとする。」のようにすべきです。</p>	<p>条文の主語等の記載については、法政上の考え方に基づいて取り扱うこととしています。 いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「団体」がどのような団体までを指すのかが明らかではありませんが、「道及び市町村が行うことも施策に協力するよう努める」と、道の下請けのように書かれていて違和感があります。「こども・子育て支援団体」とは、道立・市町村立あるいは道や市町村から委託を受けた団体のみを指すのでしょうか。子育て支援のみならずケアの現場は民間の支援団体と連携協力が欠かせないのが現状ですが、民間は行政と連携はしても下請けではないと考えます。</p>	<p>本条例に基づき、道はもとより、全ての関係者とともに条例の目的達成に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>社会全般の中で、当該団体の役割が非常に重要であることは確かです。ただ、条例を制定する際はその主体である自治体の責務がもっとも根幹であるべきです。この素案を見る限り、子育て支援団体等に対して「道及び市町村が行うことも施策に協力するよう努めるもの」と非常に押しつけ的です。善意の自主的な判断で活動を行う支援団体等は自治体の下請け機関ではありません。あくまでも「協力していただく」という関係のはずです。そのため、この条文では以下のように書き記すのが妥当と考えます。</p> <p>「こども・子育て支援団体等が、基本理念の通り、専門的知識及び経験を活用してこども・子育て支援を推進することができるよう、道及び市町村がその活動を支援するよう務めるものとする。</p>	<p>本条例に基づき、道はもとより、全ての関係者とともに条例の目的達成に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>行政に「協力」を強いているように感じます。民間団体は、すでに行政が対応しきれない子ども達に寄り添い、心を砕いて、雀の涙ほどの活動費でなんとか維持している状況です。さらにお金の支援もないのに協力しろという条文は、民間団体のやる気を削ぐだけでなく、支援団体の絶対数を縮小させかねません。</p> <p>「道内の地方自治体がこども・子育て支援団体に積極的に連携して情報共有するべきだ」という内容に変更して欲しいです。</p>	<p>14 において、関係機関等との連携強化、社会全体で子どもを支える取組に必要な体制を整備することとしおり、相互の理解と連携のもと、取組を進めてまいります。</p>
<p>道が道民への周知や関心を深めるために働きかけを強めることが重要と考える。</p>	<p>具体的な周知方法などについては、審議会で審議いただくなどしながら検討してまいります。</p>
<p>(類似する意見が他に 1 件)</p>	

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>そもそも、子どもの権利について十分周知されていない状況で「道民の役割」を示すこと自体に無理があり乱暴と考えます。よって、道が、道民に様々なステージで子育てに参加してもらえよう、子どもの権利の周知をはかり、協力し易い環境となるよう条件整備をすることの方が重要と考えます。</p> <p>「道民への子どもの権利周知と子育て支援への協力」などと題し、「道は、基本理念にのっとり、こども施策について道民が関心及び理解を深め、こども施策に協力できるよう、子どもの権利の周知を図るものとする。」と条文化することが望まれます。</p>	<p>こどもの権利について、広く道民の理解のもと、こどもの意見の反映など具体的な取組を推進することが適切と考えます。</p>
<p>「北海道こども基本条例」は「国連子どもの権利条約」が起点として制定されるものだと考えます。したがって「北海道こども基本条例」の周知は「国連子どもの権利条約」の周知と共に進める必要があります。しかし現実の社会は非常にこの点で無理解です。今年の11月、三重県津市議会の「こども計画」を審議する全員協議会で、ある議員が「子どもに人格ってあるのか」「子どもに権利があったらえらいこと」と発言し物議を呼んだことが報道されました。全く理解に欠いた発言であると思います。この点では素案の基本理念に書かれたとおり、「個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。」への理解を早急に推し進めることが肝要です。権利と義務を同列に考える論調がありますがそれは違います。子どもの権利は持って生まれたものですが義務はその社会の要請によって生じるもので、権利があつての義務だと考えます。道内での理解もどこまで高まっているのか不安な点があるかと思しますので、道民任せにせず道の主体的な啓発活動をさらに進めていくことを望みます。</p>	<p>道は、こどもの権利を尊重し、擁護するため、この条例、法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について広報活動等を通じて道民に周知を図り、その理解を得るよう努めます。</p>
<p>子どもの権利について無知な状況にも関わらず、このように役割があるのは、結局子どもの権利について歪んだ知識を広めるだけになりかねないので、ここはそのまま削除した方が良いと思います。</p>	<p>こどもの権利については、条例施行後、こどもはもとより保護者や道民の皆様に対し、分かりやすい周知に努めてまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「道は、こども施策の実施に当たって、市町村と連携し、市町村が行うこども施策に人的、財政的にも協力するものとする。」などとすべきです。</p>	<p>こども基本法には、地方公共団体の責務として、子ども施策に関し、国や他の地方公共団体との連携を図りつつ、区域内における施策を策定及び実施する責務を有することとされていることから、これを踏まえ、道では、全ての市町村と連携しながら、社会全体で「こどもまんなか社会」の実現に向けた子ども施策を推進できるよう取り組んでまいります。</p>
	C

【Ⅱ 基本的施策 こども計画関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>子どもの権利委員会から2019年総括所見において日本に対し「子どもによる苦情を子どもにやさしい方法で受理し、調査し、かつ、これに対応することのできる、子どもの権利をモニタリングするための独立した機構を迅速に設置するための措置をとること」と勧告されていることから、子ども計画の中に第三者機関の設置を明記すべきである。さらに、第三者機関は、行政から独立した公正な公的機関とし、子どもの声を聴き、子どもの権利にもとづいて権利救済にあたることを明記すべきである。</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>
	C
<p>こども計画の審議会ふくめ、すべて知事が諮問しないと動き出さないように読めるので、その時々課題に応じて「北海道こども施策審議会」が主体的に課題を議論し検討できるよう、審議会会長が会議を招集できるようにした方が機能的と考えます。 (7)のあとに以下を加えます。 「また、5年を目途に計画の進捗を調査し、計画の変更及び見直しをするものとする。」 こども計画はすでに年限が切られてパブコメが実施されていますが、その期限を記すことで、計画の進捗状況の点検が明確になります。</p>	<p>審議会については、こども施策の推進に関する重要事項を調査審議することとされていることから、こども施策に関する審議が必要である場合は会長が招集することとされております。 道では、道民の権利義務等に直接関わる条例については、条例の適時性を確保するため、5年ごとに条例を見直す趣旨の規定を設定することとされており、本条例においてもこうした規定を設ける予定としております。</p>
	C
<p>(4) 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ北海道こども施策審議会やこども・子育て支援団体の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(仮称)北海道こども計画の策定に当たっては、こども・子育て支援団体などに参画いただいている審議会での審議のほか、パブリックコメントなどにより関係団体の皆様からご意見を伺い進めてまいります。</p>
	C

【Ⅱ 基本的施策 子ども施策に対する子ども等の意見の反映関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>この項目は「子ども」が主体になるべきです。まず条文の最初に、「道は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。」の文言を入れてください。</p> <p>「（３）道は・・・提供に努めるものとする」を「・・・提供する」と「努めるものとする」を削除してください。</p>	<p>3で児童の権利条約や子ども基本法を踏まえ、子どもの基本的人権の保障などを基本理念として、道は、子ども施策を行うことを規定しています。（３）については、条例案に反映してまいります。</p>
<p>「意見の聴取」が気になります。行政主導の発想になっていないでしょうか。「子どもの意見表明権」を行政手続き上の権利として捉えていないか疑問に思います。</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定する子ども基本法を踏まえ制定することとし、子どもの意見表明等の機会の確保を盛り込んでいます。その具体的な取組については（仮称）北海道子ども計画に記載し、子どもたちが意見表明機会の確保などを実感できる環境づくりに取り組んでまいります。</p>
<p>法では「…意見を反映させるため」「必要な措置を講ずる」となっているこの項目、道の素案には「子ども又は保護者その他の関係者からの意見の聴取その他の」という文言が間に挟まっています。反映させるべき意見について、「道が聴取した意見に限定される」ように読めます。反映させるべき“意見”とは何か、本来子どもがあらゆるかたちで発したものを全て受け止めることが、子ども真ん中社会の実現への道なのではないでしょうか。大人の思ふかたちで“意見”を発することのできない子ども・若者の“意見”をくみ取ろうとする姿勢が、この項目に謳われてほしいと願います。</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定する子ども基本法を踏まえ制定することとし、子どもの意見表明等の機会の確保を盛り込んでいます。その具体的な取組については（仮称）北海道子ども計画に記載し、子どもたちが意見表明機会の確保などを実感できる環境づくりに取り組んでまいります。</p>
<p>12（１）など該当の番号の項目に「の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。」「意見の聴取その他の必要な措置を講ずるもの」というようなことが書かれていました。</p> <p>地方の子どもたちは、このパブコメのように意見を募集しているということをそもそも知らないケースが多いと思いますので、TVCMやYoutube 広告等を使って子どもが意見を応募したくなるようにしかけを作りたいと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>子ども基本法なのでですから、もっと子どもの意見を聞いてください。</p> <p>子ども政策局が12月20日締め切りのWebアンケートを行いました。10の質問項目はすべて、大人（道の政策局）からの質問で、それに答えることで子どもたちの声を聴いたことにはなっていないと思います。全道42校で行った対面意見交換も同じ質問ですから、子どもたちが直面している問題・子どもたちが持っている疑問や主張したいこととはズレていると思います。</p> <p>＝北方領土、環境問題、再生可能エネルギー、道民の森、道立公園・・・いずれも大事な問題ですが子どもの切実な問題ではなく、大人が机上で考えた問題です。子どもたちが直面している問題は、息苦しいほど過密な学校の授業時数や一方的に決められている学校のきまりや管理的な指導、いじめ問題や不登校問題（公表されている全国34万人の何倍もの子どもが教室に入れずに保健室や職員室、玄関前で苦しんでいます。）高校生では学費や諸経費など経済的な問題で困っている生徒がたくさんいます。虐待や養育放棄、ヤングケアラー・・・など多岐にわたっています。子どもの生活現実により目を向けなければ子ども基本条例を作っても子どもを支える条例にはならないと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>同様に、1か月のパブリックコメント期間では道民の意見を十分反映することはできないのではないのでしょうか。膨大な資料を読んで理解するためには、少なくとも3か月、できれば半年くらいかけて意見を集約すべきだと思います。今のようなやり方は、行政機関内部で考えたことが主体で、パブリックコメントで真剣に道民の声を聞く気がないと受け取られても仕方のない方法に思えます。</p>	<p>令和4年に子ども基本法が制定されて以降、本条例の検討に当たっては、道議会や子育て支援団体や有識者など様々な関係者に参画いただき、審議会（各部会）において議論を進めてきたところです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後パブリックコメントの実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>

C

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>(1) 「措置を講ずる」にはどこの部署が窓口になるかによって方向性に差異が生じます。とりわけ、子どもが多く時間を過ごす学校を念頭に、教育委員会のかかわりを明確にすることが必要と考えます。</p> <p>(3) 「努める」という表現は道の姿勢が問われます。よって、以下のように条文を改めるべきです。また、「適切」は不明瞭な語なので別語に変更することが望ましいと考えます</p> <p>「道は、こどもが、こども施策に対する理解を深めることができるよう、年齢相応の情報提供の仕方を工夫し、保育園や幼稚園、認定こども園や学校等においてこどもの理解が進むよう一定の時間を確保し、子ども参加の環境整備を行うものとする。」</p>	<p>道は、こどもがこども施策に対する理解を深めることができるよう、適切な情報提供を推進してまいります。</p>
<p>(1)・・・関係者からの意見の聴取ではなく、意見の表明参加する機会を設ける 学校や施設などにおいても、こどもが意見を表明、参加する機会を設ける・・・を付け加えてほしい。</p>	<p>本条例については、こども基本法を踏まえ制定しており、こどもの視点に立った政策が具体的に展開されていくためにもこどもの意見をしっかりと反映することが必要であることから、そのための必要な措置について規定したものです。</p>
<p>対象となるこどもに意見の言えない新生児も加えられておりとてもありがたいです。赤ちゃんが母乳で育つことで様々な利点が母子ともに示されており、ユニセフのこども権利条約24条「健康、医療への権利」の中に「社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生並びに自己の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること」と記載され母乳育児の重要性が明記されています。WHO/ユニセフは母乳育児の支援の基本として「母乳育児成功のための10ヵ条」を推奨しており、この周知と実践が求められていると考えます。北海道には当院と北見赤十字病院がWHO/ユニセフからこれらを実践する病院として「赤ちゃんにやさしい病院」の認定を受けています。意見の表出できない新生児の意見の反映として、是非とも北海道として母乳育児支援（母乳育児が必須ということではなく、母乳育児をしやすい環境の提供）に力を入れて頂けると幸いです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

B

D

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>今年 6 月から行った「子ども意見反映推進事業」のように、施策について、子どもに参加してもらい意見を聞くことも大事ですが、それよりもまず聴かなければならないのは、これまでの「子どもの権利」を意識せずにやってきた既存の施策の中で、子どもたちがどんな辛さや困難を抱えているのか、そこから聴くことがより大事ではないでしょうか。意見とか考えなど理論的にまとめたものを子どもに求めても、それは多くの子どもにとって難しい方法です。（大人でも難しいことです）。一方子どもの内面にある、子どもが抱えるネガティブな思いや感情の中に、また更に言うと荒れや塞ぎなどの否定的に見られる言動の中に、本当は「こうだったらなー」という願いがあり、「こうであってほしい」という要求が内包されています。また、その心の底にある思いや感情も、子どもにとっては、言葉にするのが難しかったり、安心感や信頼感のある関係がなければ、いつでも誰にでも表明できるものでもありません。つまり、子どもに本当に意見を聞こう、声を聴こうとするならば、大人の側から声を捉えに行く態度や関係づくり（関心を持ち、寄り添い、信頼感を醸成する関係、子ども理解、アドボケイト）が必要です。</p> <p>このようなことから、「意見表明権」は、「意見を言ったら聴きますよ」や、意見を聞く機会を与えて、ダイレクトに聞く方法だけでは、子どもの切実な本当の思いは十分にくみ取ることにはできません。しかしその切実な本当の思いこそが大人が聴くべき「子どもの声」であり、まずはそれをくみ取れる環境（大人が子どもの成長や心に寄り添う関係）になっていないことに課題意識を持ち、それをどうやって子どもに保障して安心して意見や思いを出せるようにするのかや、それを集約する方法（アドボケイターの声も含めて）なども考えて行かなければならないと思います。</p>	<p>道では、「こどもの意見反映推進事業」のほか、社会的養護を必要とするこどもたちに対し「一時保護児童等の権利擁護体制強化事業」に取り組んでまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>（1）を削除し「道は、こどもの権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に繁栄されるよう、環境の整備を図るものとする。」とすることを求めます。東京都条例は同じ文章で明記しています。</p>	<p>同様の趣旨であることから原文のままとします。</p>

C

B

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「意見の聴取」とは、誰に・何を聞くかを、行政が主導する発想になっていないか。形式的な子ども向けパブコメ、テーマを限定した「意見聴取」では不十分だと考える。そのため、意見表明を子どもの権利として保障し、大人がそれに応答する責任を明記すべきだと考える。なお、東京都の「こども基本条例」は、「第10条 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。」と規定している。</p> <p>また、条例全体を通して子どもの権利に関する理解不足があると思われるため、条例制定にあたって、まずは関係者（行政職員・審議会委員等）が子どもの権利について学び、十分な議論を経て制定すべきだと考えます。</p>	<p>本条例は、児童の権利条約の四原則などを基本理念として規定することも基本法を踏まえ制定することとし、子どもの意見表明等の機会の確保を盛り込んでいます。その具体的な取組については（仮称）北海道こども計画に記載するとともに、こどもたちなどからの意見表明機会の確保などをこどもたちが実感できる環境づくりに取り組んでまいります。また、こどもの権利の周知に努めます。</p>
<p>「国連子どもの権利条約」の中では4つの柱として①生命、生存及び発達に対する権利 ②子どもの意見の尊重 ③子どもの最善の利益 ④差別の禁止が掲げられています。特に「子どもの意見の尊重」が重要である。「尊重」とは「表明し参加すること」まで保証することが必要です。前提としては「大人が意見を表明する点では対等の立場であること」「実現の可否については、子どもの参加する場で決議されること」「発達段階に即して十分にサポートできる態勢があること」などが必要となることも大切です。</p> <p>そのために、こどもの意見表明を保証する手立ての具体化がなされなければなりません。となく「子ども議会」等の一部代表となる子どもの参加機関が話題になりますが、それでは不十分です。学校、公園、図書館、その他公共施設等で、運営に関わる関係者の「子どもの意見の尊重」に関わる理解とその推進の責務の明確化、さらには広く社会全般に「子どもの権利」に関する十分な周知が必要です。また、「大人だけでは決めない」ということを努力義務として明記することにまで踏み込むべきです。</p>	<p>具体的な取組については、策定中の（仮称）北海道こども計画に盛り込むほか、知事を本部長とする北海道こども政策推進本部において関係部局間で情報共有を図るなど、全庁を挙げてこども施策を推進してまいります。</p>
<p>子どもの意見を反映できる仕組み作り（学校・学童・児童館・少年団なども）</p>	<p>具体的な取組については、策定中の（仮称）北海道こども計画に盛り込むこととしていきます。</p>

C

C

C

【Ⅱ 基本的施策 こどもの社会参加の促進関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>文末「環境の整備に努めるものとする。」を「環境を整備する。」と改め、道の責任を明確化することを望みます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例案に反映してまいります。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>自治の憲法と呼ばれる自治基本条例においては、主体となるべき市民にこどもも対象となっていることから、こどもの意見表明の機会を具体的に取り組めるように、こどもの社会参加の促進に、市町村との連携を追加したほうが良いと考える。</p> <p>(提起)</p> <p>道は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画できる環境を、各市町村の自治基本条例に基づく取り組みとの連携も視野に入れて整備に努めるものとする。</p>	<p>10 において市町村との連携について規定しており、ご指摘の事項については、市町村と相互に連携し取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>他自治体の先進事例をみても、子どもの参加はより日常的に行われるべき段階である。子ども自身が実感もてる参加・参画にするためには、学校を中心としたあらゆる年代での「意見を聞いてもらえる」機会の経験を多面的かつ多様に展開する必要がある。よって、子どもの権利の周知について学校の役割をより強調したものにし、地域と学校の連携によってあらゆる年代でのまちづくりへの参画を強化することを明記してほしい。このことは、地方創生においても子育て家庭や子ども・若者に逃げられないことが地域存続の最大の条件となった現在、全道で取り組むことを宣言することが有効であると考えます。</p>	<p>こどもの社会参加の促進については、学校に限らず多様な場面で行われることが望ましく、本条項を設けています。</p> <p>権利の周知についても、道として必要な措置を講ずることとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

【Ⅱ 基本的施策 推進体制の整備関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>部署横断的な取り組みをすすめるため独自の部局を創設するのか、または従前の部局との連携を強めるのかを分かるように記すことが望まれます。新部局を創設する際には教育委員会との関係を強くしてもらわないと、学校現場は多忙さから施策の反映に手間取ることも考えられます。</p>	<p>条例に規定する事項の具体化については、(仮称)北海道こども計画に盛り込むとともに、知事を本部長とする北海道こども政策推進本部において関係部局と連携して推進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

【Ⅱ 基本的施策 こどもの権利の周知・擁護関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>子どもの権利委員会から2019年総括所見において日本に対し「子どもによる苦情を子どもにやさしい方法で受理し、調査し、かつ、これに対応することができる、子どもの権利をモニタリングするための独立した機構を迅速に設置するための措置をとること」と勧告されていることから、早急に第三者機関を設置すべきである。</p> <p>(類似する意見が他に32件)</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>子どもにカードを配布するなどし、小学校低学年から高校生まで幅広く相談できる機関を設置すべきである。</p> <p>(類似する意見が他に23件)</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>道は「いじめ、虐待等の子どもの人権侵害に対応し、その他こどもの不安や悩みを解消できるように、相談に対応する機関等の適切な周知及び普及啓発並びに子ども又は保護者その他の関係者からの相談に対応する支援体制の充実に努めるものとする。」としているが、いじめの認知件数、不登校や自死の増加や児童虐待相談対応件数の高水準推移を鑑みると、一刻も早く相談機関を設置すべきです。都道府県では、秋田県、長野県、山梨県に救済機関が設置されていると聞きました。北海道も早期に救済機関を設置すべきです。公正な公的第三者機関として、行政から独立して子どもの声を聴き、子どもの権利救済にあたるのが重要であると考えます。</p> <p>(類似する意見が他に58件)</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>日弁連は、虐待、いじめ、体罰など子どもの権利全般について包括的に相談を受けることのできる擁護体制を求めている。好事例などに学びながら北海道にも設置をすべきである。子どもたちの自由と時間を奪う点数至上主義の現在の教育体制、余裕のないカリキュラムにも早急に改善を求める。</p> <p>(類似する意見が他に14件)</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>子どもの意見を行政に反映させることやオンブズマン制度をつくるなど条約の理念を実現させるための失策が必要</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>
<p>権利擁護のためにも、子どもの権利の普及啓発は重要であることから、学校での子どもの権利学習を明記すること、その前提として教職員・子ども支援者に向けた理解の促進が不可欠であり、一般向けの広報活動とは別に明記すべきではないか。</p> <p>権利学習においては、子どもが、自らの権利を認識して、それを行使できることを明示すべきではないか。「他者を尊重すること」を強調することは、権利の主体としての意見表明を躊躇する事態を招く恐れがあると考えます。</p> <p>子どもの権利侵害に対応するためには、心理的な「相談」だけでなく、子どもを取り巻く環境に働きかける「救済活動」に取り組む機関が必要だと考えます。既存の相談機関を周知するだけで子どもの権利侵害が解消できると考えているのでしょうか。それでは、なぜ今まで出来なかったのか、既存の相談機関が機能していないだとすると検証が必要であり、救済機関を置かないのであれば子どもの権利状況をモニタリングする子どもコミッションの設置が必要だと考えます。</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>
<p>既存の審議会を本条例に統合するだけでは、「こども施策の推進を図る」ことには繋がらないと考えます。少なくとも、「知事の諮問に応じて審議する」だけでなく、事務局からの提案によらない自己発議によって、必要な調査・検討を行う組織とすべきではないか。先行事例として、既存の審議会とは別に、「子どもの権利委員会」等を設置している自治体も多くある。諸外国にみられる「子どもコミッション」の組織等も参照して、本条例の実効性が確保される仕組みが検討されるべきだと考えます。</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「国連子どもの権利条約」は、批准から 30 年たつのに事実上無視して脇に置かれた状況でした。政府が取組まずに放置できたことの要因の一つに、政府から独立した子どもの権利救済機関（子どもコミッショナー）が設置されていないことがあると考えます。国の「子ども基本法」が施行された際もこの子どもコミッショナーの設置について市民から強い要望がありましたが法律には入りませんでした。子どもコミッショナーの役割は、人権擁護の立場で専門集団が子どもの SOS を受け止め、子どもの権利に関わる条例等の履行を監視し促進することにあります。国がはまだ設置していない状況ではありますが、自治体としてこうした機関を設置するよう取組むべきです。</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>
<p>既存の相談機関を周知するだけで、子どもの権利侵害は解消できるのでしょうか。 「相談」だけでなく、「救済」に取り組むことができる機関が必要です。</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>
<p>道の下部組織ではなく第 3 者機関を置き、弁護士、相談員などを置き、こどもが気軽に相談でき、必要な助言、支援ができる救済委員会を設置してほしい。</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>
<p>（仮称）北海道こども基本条例（素案）について。Ⅱ 基本的施策 15（3）のいじめ・虐待等のこどもの人権侵害の対応に関わる件について、「支援体制の充実」とありますが、具体的な施策の明記（実施）を望みます。</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>審議会の役割を否定するものではありませんが、2つの機関の設置をお願いします。</p> <p>1つは、こども施策を横断的に総合的に推進する行政機関を設置することが大切です。東京都では、「子供政策連携室」を設置し、局の職員定数 115 名（令和 6 年度）・予算 130 億 83 百万円規模で、とりくまれています。道の活動や財政規模も是非東京都のように進めてください。</p> <p>子ども政策連携室は、国内外の先進事例調査等をもとに、企画立案機能を担うとともに、関係局との連携体制を構築し、子どもに関わる複合的課題に対応します。また、多様な主体と連携し、福祉や教育の枠組みに捉われない幅広い視点で先進的な事業を展開する。</p> <p>（東京都で実施 第 16 条 「子ども施策を総合的に推進する体制の整備」）</p> <p>2つは、知事の諮問機関でなく、道の施策と連携しながらも、独自に子ども施策の現状・課題・提言などおこなえる「子どもの権利委員会」の設置をすすめてください。</p> <p>そのうえでの、「北海道こども施策審議会」があってもいいと思います。</p>	<p>条例に規定する事項の具体化については、（仮称）北海道こども計画に盛り込むとともに、知事を本部長とする北海道こども政策推進本部において関係部局と連携して推進してまいります。</p> <p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p>

C

【Ⅱ 基本的施策 こどもの居場所づくり関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>こどもをとりまく環境は複雑化・多様化し、さまざまな悩みを抱えているものと想像できる。例えば、少子化にもかかわらず、いじめ認知件数が増えていることや不登校の増加などが現実課題として言われている。ヤングケアラーの問題もあるし、経済状況の厳しい家庭もある。</p> <p>さまざまなこどもをとりまく悩みに対応するためには、学童保育とは別に、子どもの相談窓口を自治体ごとに設置する必要があるのではないかと。また不登校についても、学校以外の相談窓口を設置した方がこどももより相談しやすいのではないかと。</p> <p>当面は、各市町村の図書館・図書室が相談窓口となり、あわせて相談ポストを常設することも一案ではないかと。できれば図書館司書とは別に、専任の相談員を置くことが望ましいが、「子ども真ん中・子ども家庭庁」などへの予算要望等ができないものなのだろうか？</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>こどもの居場所は「地域において」はもちろん、様々な場所にあるべきであって、その旨を条文に反映させる必要があります。また、既存の民間施設との連携を強める旨を条文に書き込むことを求めます。</p> <p>「道は、こどもが家庭や学校、地域等あらゆる場所において、安全で安心して自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを官民挙げて推進するものとする。」のように改めることを求めます。</p>	<p>具体的な取組については、策定中の（仮称）北海道こども計画に盛り込むこととしています。</p>
<p>地域の児童館にたくさん子ども達が行って混みあっています。放課後に過ごす居場所を増やしていただければと思います。</p>	<p>具体的な取組については、策定中の（仮称）北海道こども計画に盛り込むこととしています。</p>
<p>「こどもの居場所づくり」に関して、学校統廃合が進められている本道において、重要な居場所である学校や保育園を地域に維持する方向を明確にするため、「こどもの居場所」に続いて、（学校・保育園等）と例示してはどうかと考えます。</p>	<p>こどもの居場所については、子ども自身が居場所と感ずる場とされており、特定の場を想起する例示は行いません。</p>
<p>こどもの居場所は「地域において」はもとより、既存の枠組みに囚われず、多様性にとんだ、様々な場所にあるべきです。そのような内容を条文に取り入れて欲しいです。社会課題であるいじめ問題や、不登校問題などに『居場所』は必ず役に立ちます。そのような内容にしてよかったと行政の皆様が思う日が必ず来ます。教育だけで解決できなかったこと、家庭だけで解決できなかったこと、行政だけで解決できなかったこと、解決したいなら、そのような条文することを強くお勧めします。</p> <p>また、既存の居場所づくりをしている民間団体と『連携を強める』旨を条文に書き加えて欲しいです。</p>	<p>こどもの居場所については、16に規定したところであり、その具体的な取組は、現在、策定中の「（仮称）北海道こども計画」に盛り込むこととしています。</p>

C

C

B

B

【Ⅱ 基本的施策 財政上の措置関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「…講ずるよう努めるものとする」ではなく、「…講ずる」としてください。</p> <p>財政上の措置を講ずることこそが、道が子どもの最善の利益を保障するための、道にしかできない最大の責務と考えます。</p> <p>(類似する意見が他に3件)</p>	<p>道における他の条例との整合性を図り規定しており、必要な財政確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

【Ⅲ 北海道こども施策審議会関係】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>委員および特別委員について、子どもたちと日々接している教職員の意見は重要と考えます。よって、委員に教職員団体の代表を付加することを求めます。</p>	<p>北海道こども施策審議会の委員として学校関係者の方にも参画いただいているところで、いただいたご意見については、今後の審議会運営の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>知事の附属機関として「北海道子ども施策審議会」を置くとしているが、行政から独立した機関の設置を求めます。</p>	<p>相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

【その他】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>北海道全体が、子ども中心の世の中になるように、法や施設の整備が順調に進む、北海道であって欲しいです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>東京都は、「附則」として、「3年後・・・必要な検討」としています。</p> <p>本条例においても、常に検証することが可能な「3年後の条例見直しを検討する」条文項目をつくってください。</p> <p>(類似する意見が他に1件)</p>	<p>道では、道民の権利義務等に直接関わる条例については、条例の適時性を確保するため、5年ごとに条例を見直す趣旨の規定を設定することとされており、本条例においてもこうした規定を設ける予定としております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>子育て施策全般に言えることですが、良い大人、良い社会人、良い日本人、人材という言葉が目につきます。これは社会や国家にとって都合のいい大人をつくるということでしょうか？</p> <p>子どもは、大人になるために子ども時代を過ごすのではありません。子どもでいることを一生懸命に全うしているのです。子どもが遊ぶ、学ぶ、笑う、泣く、怒る、走る、寝るすべてを子どもとして全力で生きています。なかでも、子どもにとって一番大切なのが遊びです。すべての体力、創造力、対人関係を学び、育てます。遊ぶ権利こそ、何より優先されなくてはならないと考えますが、北海道の子ども権利条約では「遊び」場に関して学校が与えるものとし記述がありません。</p> <p>子どもの尊厳を守る条例というより、子育てサポート的な意味合いが濃い感じがします。本来目指すべきユネスコの子ども権利条約とは根本的な意味合いの相違を感じます。</p> <p>北海道はフロンティアじゃないんですか？中央に右ならえではなく、世界中の人々が北海道に住みたい、北海道で子育てをしたいというものを本気で作りませんか。</p> <p>もっと、もっとちゃんと子どもの声、子どもを育てている親、保育士、教職員の声を丁寧にあつめませんか？</p>	<p>令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動の機会に接し、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するとの理念が示されました。本理念を踏まえ、道としても、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの視点に立った多様な居場所づくりを体系的に進める必要があると考えることから、条例に規定することとしたものです</p>
<p>子ども基本条例を定着させるためには、目的や施策案、体制の確立が欠かせないが、十分な人員の確保と予算の確保がなければ“絵に描いた餅”になってしまうと思います。一体、どのくらいの予算規模で、関係する人間をどのくらい確保しようとしているのか、明示すべきだと思います。そして、数年おきに子ども基本条例の実施状況を把握し、施策案や人員の見直しを図ることも文言化することが大事ではないかと考えます。</p>	<p>条例に規定する事項の具体化については、（仮称）北海道こども計画に盛り込むとともに、知事を本部長とする北海道こども政策推進本部において関係部局と連携して推進してまいります。</p> <p>道では、道民の権利義務等に直接関わる条例については、条例の適時性を確保するため、5年ごとに条例を見直す趣旨の規定を設定することとされており、本条例においてもこうした規定を設ける予定としております。</p>
<p>無事子どもたちが自立できるまで、家庭がしっかり育てられるよう国や地方公共団体の支援を要求します。</p>	<p>本条例では、家庭における療育環境の整備等もこども施策と位置づけ、「生命に対する権利」等基本理念にのっとり、こども施策を総合的・計画的に策定し実施することを道の責務としています。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>前文を設け、何のために条例をつくるのかを子どもにもわかるように簡潔に述べてほしい。</p>	<p>条例を子どもたちに周知するため、適切な方法について、審議会で審議いただくなど検討することとし、条文は原文のままとします。</p>
<p>子ども政策局が「北海道が条例（決まり事）や計画（予定や目標）などを作るとき、大人のほかに、子どもや若者のみなさんからの意見を聴いて、条例・計画を作ります。あなたの興味がある条例・計画について、意見を教えてください。」と子ども・若者の意見を広く取り組みを進めていることは評価します。しかし、その方法と質問のテーマが子どもたちの率直な声を聞くものであったのかは疑問です。また、子ども・若者からどのような意見が寄せられ、それが条例の審議にどのように反映されているのか、審議会等の報告を読む限りではわかりません。明らかにすべきです。</p>	<p>こどもの意見については、審議会への若者の参画や子どもの意見反映推進事業等を通じて聴き取ってきたところであり、子どもたちからは意見を言いやすい環境整備を望む声が多くあったところです。</p>
<p>4で道の責務は書かれているが、14の推進体制の整備では、連携強化は謳われているものの、それを保障する組織については書かれていない。Ⅱの基本的施策の推進及び12のこども施策に対するこども等の意見の反映、13のこども社会参加の促進等に関して、こども基本条例に基づいて実効性のある政策を練り上げ、機動的に実行するために人と予算の裏付けのある横断的な組織を立ち上げ上げることが必要不可欠です。現在の子ども政策局が推進できるとは思えません。 東京都では115名の人員と当初予算として130億円の子ども政策連携室を立ちあげている。</p>	<p>条例に規定する事項の具体化については、（仮称）北海道こども計画に盛り込むとともに、知事を本部長とする北海道こども政策推進本部において関係部局と連携して推進してまいります。</p>
<p>①「文末『努めるものとする』」の文言を「すすめる。」として下さい</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例案に反映してまいります。</p>
<p>主語・主体についてです。素案の各条例文に「道は」と付け加えてください。 北海道が主体となって子ども・子育て世代・関係諸団体を支えていくという意味合いと意気込みを表現していただきたいです。現在のままだと、各方面（私たち）に任せ、道はそれを上から見ていただけまたは、私たちは下請けという印象が強いです。</p>	<p>条文の主語等の記載については、法政上の考え方に基づいて取り扱うこととしています。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>①道民的な議論の中で、道民合意のもとで条例づくりが行われるべきです。</p> <p>②当事者としての子どもの意見が全く反映されない中での条例づくりとなっていることは大きな問題、もっと子どもたちの声を聞くこと、子どもたち参加の中ですすめられることが大切です。</p> <p>いま、子どもたちの現状を見るとときに、長く続いたコロナ禍におけるさまざまな制限下を余儀なくされたことやいじめ・不登校・児童虐待の激増など子どもたちにはとても生きづらい社会になっています。このような中で、子どもの権利条約にのっとった条例づくりをすすめることは大変重要なことです。しかし、重要な条例づくりであるだけに、北海道が本年5月に提案してわずか1年にも満たない期間に制定しようとするのは拙速であり、本来当事者である子どもたちの声も十分に反映される中また道民合意の中でじっくりとすすめられなければならないと思います。</p> <p>いま行われている「パブコメ」のことについても、どれだけの道民が知っているでしょうか。道のホームページに掲載しているだけですから、99%以上の方は知らないまま進んでいます。これでは条例そのものが良いものになりませんし、出来上がっても「絵に描いた餅」になることが心配されます。</p>	<p>こどもの意見については、審議会への若者の参画や子どもの意見反映推進事業等を通じて聴き取ってきたところであり、具体的な周知方法などについては、審議会で審議いただくなどしながら検討してまいります。</p>
<p>こども・若者の表記です。若者はこどもに入らないのでしょうか。</p>	<p>こども基本法では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされています。</p>
<p>条例制定して終わりではなくここから始まる として欲しいこと</p>	<p>条例の掲げる基本理念や基本的施策について、（仮称）北海道こども計画に盛り込んだ各種取組により推進してまいります。</p>
<p>しっかりしたもの、実効性のあるものにして ください</p>	<p>条例の掲げる基本理念や基本的施策について、（仮称）北海道こども計画に盛り込んだ各種取組により推進してまいります。</p>
<p>前文について北海道の子育て・教育の姿勢を 示す前文がある方が、その目的や目標がま とまって読むことができます。憲法や子どもの 権利条約、こども基本法に沿った方向性を北 海道がどのように具体化するかを記してもら いたいと考えます。</p>	<p>条例に規定する事項の具体化については、（仮称）北海道こども計画に盛り込むとともに、知事を本部長とする北海道こども政策推進本部において関係部局と連携して推進してまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>昨今の子どもをとりまく環境は、多様な問題を抱えています。不登校やいじめ、詰込み教育あけでなく、教育費負担の増大、保護者や教員の長時間過密労働など、背景にある社会全体の問題と切り離すことはできません。北海道こども基本条例制定が、子どもの権利を保障し、道の子ども施策推進の力となる必要と考えます。子どもを含むより多くの道民の声を反映するためにも、パブリックコメント募集期間が短いのではないのでしょうか。</p> <p>私ども新日本婦人の会は、子どもの権利について、広範な個人、団体とともに学習の機会を設けてきました。その中で、子どもに関わる専門家、保護者、子ども自身も子どもの権利についての理解が不十分であることも浮き彫りになってきました。また、子どもをとりまく問題、子育て環境の整備、ひいては少子化対策も一体に取り組まなければなりません。増え続ける不登校、教育費の負担軽減、保育士や教員の労働環境整備など多岐にわたる分野、関係機関の連携によって解決しなければならない課題が山積しています。大人がゆとりをもって子どもと関われる環境こそが、自身の権利、他者を大切にできることにつながると思います。子育てには、人手も時間もお金もかかります。作って終わりの条例では意味がありません。道の基本条例制定を契機に、子どもの権利についての道民の周知が広がることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">(類似する意見が他に1件)</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>条例案に使われている用語に“上から目線”的な姿勢を感じる部分があります。</p> <p>例) 保護者の項目→「・・・こどもを現に監護する者」 「監護」→「養育」に直す</p> <p>学校関係者等の項目→「・・・場を与えて」「与えて」→「用意して」に直す</p> <p>「責務」について →もっと道が全体的に責務を果たすことを強調すべき</p> <p>「役割」について →保護者、学校関係者など、事業者、こども・子育て支援団体等、道民について「役割」となっているが、市町村との連携協力と同じく「役割」を「連携協力」に直す</p>	<p>「監護」については、児童福祉法を根拠として記載しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、条例案に反映してまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>北海道が子どもの権利を保障し、子どもを大切に育むために行うべき方向を示めそうとしている条例素案として読みました。</p> <p>ただ、本素案では不十分と感じられる点があるので、素案に示された内容を更にすすめて、しっかりと子どもの権利の周知と保障、子育て支援の充実、学校教育で子どもの権利に根差した授業や行事、課外活動ができるよう、道の姿勢を強化し条文の内容を明確化していくことが必要と考えます。</p> <p>条文に「道が」という主語が少なく、道の責任をはっきりさせることが必要と感じます。同時に、いかにこどもの声を大人が聞き、その声を尊重するかが問われる条例であるので、こども会議やこども議会などの場を設けるだけでなく、例えば各学校単位でのこどもの声の聞き取り（コミュニティースクールにこどもの声を反映させる仕組みの導入など）や教育課程にこどもの意見を取り入れる努力を行って、分かる授業、楽しい学校づくりを基盤に、こどもの権利条約にうたわれている「最善の利益」が実現できるよう、本腰を入れた取り組みを推進する条例となることを望みます。</p>	<p>条文の主語等の記載については、法政上の考え方に基づいて取り扱うこととしています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>子どもの権利を尊重するのならば、それぞれの保護者と各教育に関わる人々に対してこどもの声を聞くことを求めることが必要です。道の責任で各支庁・市町村に求めていく仕組みが全く見えていません。これでは、形式的に条例を作っただけで終わる懸念が生じます。</p>	<p>こどもの意見表明及び反映の重要性については、条例施行後、丁寧に啓発していきます。</p>
<p>北海道こども基本条例については、多くの項で努力義務にとどまっています。努力義務だけにとどまらないことを切に願っています。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、条例案に反映してまいります。</p>
<p>全体的にこども基本法の写しであり、北海道としてこどもの人権を保障し擁護する独自の考えがみえない</p> <p>法的に区別されていることが差別につながっていることを認識し、このような差別解消に向けて道独自の「北海道こども基本条例」を策定すべき</p>	<p>道は、こどもの権利を尊重し、擁護するため、この条例、法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について広報活動等を通じて道民に周知を図り、その理解を得るよう努めます。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>子どもの成長には地域の支え、教育機関の支えが必要です。そのために、必要なことを提案します。</p> <p>ア) 子どもが遠距離通学をする困難さの軽減です。親の送り迎え、遠距離電車バスによる通学の解消に努めるべきです。札幌の高校生の遠距離通学を解消するべきです。地域の大人の優しいまなざしが地域愛を生み出し、地域で生きるという大人に成長するのではないのでしょうか。</p> <p>イ) 小中高等学校の校則を子どもの声に寄り添って、子どもの声を生かして決めるべきです。特に頭髪服装検査を半世紀以上強制し続けている、学校圧力は子どもの権利侵害ではないでしょうか？校則規制が嫌で不登校増加が増加している現実を変える方向を道条例で進めるべきです。</p> <p>ウ) 各市町村の学校教育機関に、子どもの権利条約学習の研修・道立高等学校の教職員の研修に子どもの権利の学習を入れるべきです。学校長に子どもの権利を校内研修する義務を入れるべきです。</p> <p>エ) 小中学校へ子どもの権利条約を学びの中に入れるよう求めるべきです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>銭函地区において小学生の子どもが保護者から虐待を受け亡くなるという事件が発生してしまいました。小学校は事前に虐待の実態を把握でなかったため地域から批判を受けています。</p> <p>この問題は保護者の問題でもありますが、学校、地域、社会の問題でもあります。北海道こども基本条例については賛成の立場ですが、条例を作るだけでは同じような問題が起こると考えています。</p> <p>今回の事件は不登校の問題とも絡んでおり、教職員の多忙化も1つの原因です。条例を元に様々なシステムを変えていって欲しいです。はっきり言って、これらの問題の原因は保護者も教職員も子どもも、みんな「ゆとり」がないからです。生活面や精神面のゆとりを作ることが社会全体の責務であると思えます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

C

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>国連子どもの権利条約 31 条に定められている、子どもの休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加の項目が、入れられていないので、入れてください。</p> <p>国連でも日本のこどもの現状に対して〈生命生存及び発達に関する権利〉の項（パラグラフ 20）で、『社会の競争的な性格により子ども時代と発達が害されること無く、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置をとること』が指摘され、とくに〈教育・余暇・および文化的活動〉の項では『あまりにも競争的に制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置を強化すること』と勧告を受けています。</p> <p>また、学校での芸術鑑賞も減り、子どもたち文化芸術に触れる機会も減っています。本物の絵画をみたり、生のコンサートを聴いたり、生の舞台芸術を体験する機会は、家庭の収入格差によって違ってしまっています。</p> <p>ぜひ道としてたくさんの機会を補償してください。</p>	<p>本条例の基本理念については、こども基本法に準拠しています。また、15 において、児童の権利条約について、道民に対し、周知し理解を得るよう努めることとしています。</p>
<p>この度、国の子ども家庭庁ができて「子ども基本法」が施行されたり、道でも「北海道子ども基本条例」作成にむけて動き出したことは、「子どもの権利条約」が批准されてから 30 年経って遅まきながらも、それにやっと本腰を入れて取り組んでくれるものと大きな期待を寄せています。</p> <p>「子どもをまん中」にして社会を作っていく、また「子どもの権利」を尊重し擁護するとして「子どもの権利条約」が国の施策として国内法に掲げられることは、子どもにとっては、「子どもを一人の主権者としてみる」また「社会づくりのあり方を子どもを基点に変える」という意味では「子ども（固有）の憲法」ができたようなものです。かつて戦後それまでの欽定憲法から民定憲法に変わった時に匹敵するような歴史的な社会変革の画期とも言えるのではないかと思います。</p> <p>どうかこれを「絵に描いた餅」にならぬよう、内実のあるものにしていきたいと思えます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>子どもに寄り添う大人（学校・教職員、子ども支援の NPO）を支える仕組み</p>	<p>具体的な取組については、策定中の（仮称）北海道こども計画に盛り込むこととしています。</p>

C

C

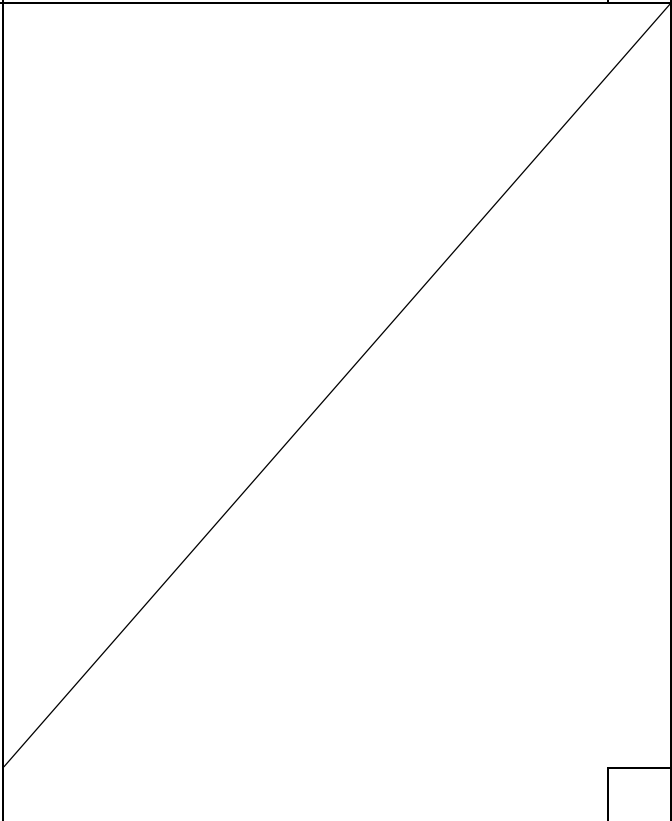
C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「子どもの権利条約に則って」ということが全く示されておらず、そればかりか大人版(?)の中の「基本理念に則って」と表記されている部分さえも明記されていません。</p> <p>ここに書かれていることはすべて、今までも憲法の下で施行されていた自明のことばかりで、これでは何が新しいのか何が特殊性なのか、子どもはもとより大人であってもわからないのではないのでしょうか。これで、子どもに「子どもまん中社会を作る」意気込みが伝わるのか疑問に思います。子どもにこそ、今まで大人目線でやってきた大人(の政治)が、改めて「子どもの権利」にもとづいて社会づくりをするのだという意志と覚悟が伝わるように、そのことがハッキリとわかるように明記すべきです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>このパブコメの募集要項の「7, その他 (1)意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。」の項目ですが、今北海道は、外国から来て生活している人が増え、その子どもも増えています。その多くの子どものたちは、慣れない生活に生きづらさを抱え、成長発達の権利を脅かされているだけでなく、それを訴えることもできないでいます。いみじくも「子どもの権利」の中には、「差別されないこと」は条文だけでなく、全ての条文に貫かれた原則の一つになっているほど大事な子どもの権利です。またそれが、素案の中にも「基本理念」や(やさしい版)の「条例が大切にしている考え方」の一番最初の項目にあげられています。</p> <p>今では多様に出ている翻訳アプリなどもあり、日本語に限定しなくても当人の使い慣れた母国語でも意見を聞くことは可能なのではないのでしょうか。日本語で書けない子どもの意見を「日本語で……」と乱暴に切り捨ててしまうのではなく、日本に来て十全な育ちができなくなって困っている外国の子どもや、それを代弁する大人の声にこそ耳を傾ける努力をしてほしいです。</p> <p>以上です。よろしく願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>子どもに寄り添う大人(学校・教職員、子ども支援のNPO)を支える仕組み関わる大人が子どもの権利に関心を持つこと</p>	<p>道は、こどもの権利を尊重し、擁護するため、この条例、法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について広報活動等を通じて道民に周知を図り、その理解を得るよう努めます。</p>

C

C

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>日本が「子どもの権利条約」批准から 30 年を経過し、北海道もついにその精神を受け継ぐ「子ども基本条例」を策定しようということを歓迎するとともに、実効あるものになることを願っています。</p> <p>実効あるものになるためには、学校や家庭、子ども関係団体のみならず、社会全体で理解し、受け止めなければならないと考えます。しかし、パブリックコメントの期間がわずか1ヶ月しかないのでは道民の理解はおぼつかないと思います。理解どころか、素案の存在そのものも知らないままことが進むことに危惧をおぼえます。さらに心配なのは、深く関わってくる保護者や学校関係者への浸透と理解です。その他の道民と同じ素案が出来たことも知らずにいないだろうかと思えます。</p> <p>実効あるものにするために、道民的な意見を吸い上げることが必要ではないでしょうか。パブリックコメント募集の期間延長を望みます。</p>	<p>パブリックコメントにつきましては、道の規定（道民意見提出手続に関する要綱）に基づき実施していますが、いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>「人間の生き方を考える（養う）」という「人間」は不適切です。せめて「人として自分自身の生き方を・・・」に。個の尊重の視点が欠けていませんか。</p> <p>校則などの決め事や押し付けの道徳は、強者や支配・管理する側の都合の良いものになってはいないかチェックし、子どもや保護者の意見を聞く意見表明権が活かされるべき配慮をされたいと願います。</p> <p>また、学力・体力等を評価し、ランクづけすること、そして公表する悪癖はなくすべきです。そのため、まず全国統一の学力テストはやめること等大胆な見直しを提起してください。勝ち組と負け組。評価の上位と下位。子どもの心理的負担は本来の子どもらしさや共感・共働を妨げています。</p> <p>ジェンダー・フリーやLGBTQへの理解がすすんでいる今、自由や平等、インクルーシブや多様性を大胆に推し進める観点や具体策を提起されるよう期待します。</p>	
<p>制定プロセスにおいて、子どもの意見表明の機会を十分に確保すること、子どもに関わる大人や道民に向けて条例の趣旨を周知すること、子どもや子どもに関わる大人の意見を踏まえて条例づくりの議論を進めること、が不十分だと考えます。理念だけを定めて形骸化することがないよう、実効性のある条例にするためにも十分な議論が必要だと考えます。</p>	<p>条例の検討に当たっては、道議会での議論や審議会に加えて、道内の小・中・高校を訪問し、子どもたちと意見交換するなどの取組を進めてきたところです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
保護者・支援者の意見を踏まえた条例にする	こども施策審議会での議論やパブリックコメントを実施し意見をいただいたところです。 <div style="text-align: right;">C</div>
理念だけでは形骸化する。取り組みを進めるための条例へ	いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。具体的な取組については、策定中の（仮称）北海道こども計画に盛り込むこととしています。 <div style="text-align: right;">C</div>
子どもが読んでわかる文面で条例も作ってほしい	条例を子どもたちに周知するため、適切な方法について、審議会で審議いただくなど検討することとし、条文は原文のままとします。 <div style="text-align: right;">C</div>
子どもの人権保障、意見表明機会の確保、最善の利益の優先を基本理念とする北海道こども基本条例（以下「道こども条例」）を制定することは歓迎します。しかし、12月までパブリックコメントを実施し、来年の第1回～第2回の道議会に提案するスケジュールを想定しているとすれば、道民的な議論をするには不十分と考えます。	道では、令和4年にこども基本法が制定されたことを踏まえ、条例制定を検討してきたところであり、条例の制定後は趣旨等を丁寧に説明してまいります。 <div style="text-align: right;">C</div>
「こども基本条例」と並行して、北海道総合教育大綱（以下「大綱」）の検討が行われ、同時にパブリックコメントも募集されています。まだ条例が制定されていないにしても、北海道総合教育大綱に「こども基本条例」についての言及がないことは不自然であると考えます。「こども基本条例」の趣旨や制定の意味、特に、子どもの人権保障、意見表明機会の確保、最善の利益の優先と言った条例の「基本理念」について「大綱」で言及すべきと考えます。この点は、「大綱」へのパブリックコメントでも言及しました。	/
「道こども条例」制定に当たって、子ども・若者の意見を聞く機会を設けたことは画期的と考えますが、そこでどのような意見が寄せられたのか、それが「素案」にどう反映されたのかを明らかにすべきと考えます。 「道こども条例」が、「意見を表明する機会」の保障、「意見の尊重」を掲げるのであれば、そのことは条例制定の過程で不可欠と考えます。	こどもの意見については、審議会への若者の参画や子どもの意見反映推進事業等を通じて聴き取ってきたところであり、子どもたちからは意見を言いやすい環境整備を望む声が多くあったところです。 <div style="text-align: right;">C</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>「北海道子ども基本条例（素案）」について、道の素案を読んでみて具体的な文言の不十分さがあると思いました。特に身近な札幌市の条例を比較してみたいと思います。市のものは全文が平素なわかりやすい言葉で書かれており、この条例からみて、誰もが、いろいろな場面で困ったときに一条の光となれる要素が盛り込まれています。</p> <p>昨今、北海道で子どもや青年がいとも簡単に死につながってしまう犯罪があまりにも多くなっているような気がしています。</p> <p>その背景にいじめや虐待や家庭崩壊など様々な問題を吹くことがあります。であるからこそ、北海道として本当にすべての子どもが幸せになれるような条例を、具体的な文言やそれを誰もが安心して活用できるよう、絵空事にならない指針としてねりあげてほしいと切に希望するものです。子どもたち自身はもとより、養育や保育・学校保育・学校、そして地域で支援している人たちにも広く知らせて活用できるようなものを作ってください。</p>	<p>本条例は、子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的に制定するものであり、施行後は、子どもを含めた広く道民の皆様に御理解・御協力いただけるよう、分かりやすい周知に努めます。</p>
<p>この条例が、子どもたちにもわかるような言葉で表現してほしいと思っています。</p> <p>財政的な支援も必要ですし、心のケアまでもサポートできるようなものにしていただきたい。</p> <p>本当に旭川でのいじめで死に追いこまれた事件、同じく旭川の橋からの殺人、江別でも同じようなことが起きています。本気で考え、発信していかなければ、ますます増えていくのではなんでしょうか。良いものを作ってください。</p>	<p>本条例は、子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的に制定するものであり、施行後は、子どもを含めた広く道民の皆様に御理解・御協力いただけるよう、分かりやすい周知に努めます。</p>
<p>条例が示す、「全ての子どもが…」という内容には賛成である。</p> <p>しかし、それを実現するための方策が、「…努めるものとする。」等の理念的な表現にとどまっている。基本施策も同様に、理念的なものだったり、環境整備等の目標に終始している。これで、全ての子どもを救うことができるとは思えない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例案に反映してまいります。</p>

B

B

A

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>報道では、児相が介入しているにもかかわらず、こどもの命が失われる事例も多く報告されている。これら児童虐待や、ネグレクトの根源にあるのが何であるのかを的確にとらえ、そこに、直接作用しうる具体的な施策を展開すべきであると考えます。</p> <p>教育現場から見ると、これらの原因の一つに「貧困」があることは間違いない。少子化対策とも合わせて、子育てに対する厚い経済的支援が必要であると考えます。</p> <p>また、ネグレクト、虐待、ヤングケアラー等の状況にあるこどもたちに対する「セイフティーネット」の充実と、これらに対応する機関に対する「執行権限」も必要と考えます。</p> <p>条例が、単に関係各機関の業務増加につながる、「報告」を求めるだけのものに終わらないことを期待します。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

C

問い合わせ先
 保健福祉部こども政策局
 子ども政策企画課（政策企画係）
 電話 011-231-4111
 内線 25-761